

平成 2 8 年 度

定 期 監 査 報 告 書

荏 田 町 監 査 委 員

第1 監査の基本方針

定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する財務に関する事務（収入、支出、契約、検査、財産管理等）の執行及び経営に係る事業の管理について平成28年度に執行された事務事業全般について適正かつ効率的・効果的に執行されているかどうかについて平成29年6月6日付、平成29年度定期監査実施計画に基づいて、監査を実施する。

第2 監査の方法

事前に提出された定期監査資料により「不経済な支出及び不適当な支出はないか」、「前年度指摘事項・課題についての対応がなされているか」を着眼点として、関係職員に所管事務・事業等の説明を受け、質疑応答の方法で実施した。また、工事監査については抽出したものについて関係書類の審査を行い、さらに現地に出向き調査する等の方法により実施した。

第3 監査の対象機関及び実施期間等

平成29年

月	日	曜日	監 査 対 象 機 関 等
6	8	木	上下水道課（企業会計）
	16 ～ 7/21	金 ～ 金	工事請負に係る書類審査(9件)
	26	月	税務課、協働のまちづくり課、議会事務局、会計課、総合行政委員会事務局、くらし安全課、消防本部
	27	火	地域福祉課、環境保全課
	28	水	子育て・健康課、土地区画整理課、総務課、住民課
	29	木	施設建設課、都市計画課
	30	金	交通商工課、農政課・農業委員会、生涯学習課、教育総務課
7	3	月	企画財政課
	10	月	工 事 実 地 監 査 北公民館図書室東側外壁防水改修工事 北公民館(調理室・倉庫)屋上防水改修工事 小波瀬コミュニティセンター2階第2学習室空調改修工事
	20	木	工事実地監査 若久橋・唐戸橋補修工事

第4 監査の結果

今回の監査は、平成28年度の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理について関係書類の提出を求め行財政改革の視点も踏まえて監査した結果、おおむね適正に執行されていると認められた。また検討・改善を要する事務処理も一部見受けられたことから、次に記述する所見を踏まえて、今後より一層、適切な事務の執行に務められたい。

第5 監査の所見

一. 事務監査

1 未収金対策について

今日の厳しい財政状況のもとで継続的な住民サービスを果たすためには、自主財源の確保が基本であり、徴収率の向上や滞納額の削減は、町財政の運営及び税等の公平性の確保にとって極めて重要な課題である。

未収金の回収は税務課債権回収担当を中心に税以外の債権管理において、平成26年度より本格的に取り組みを始め、各課の持つ債権の洗い出しに始まり、債権管理条例の制定、債権管理マニュアルの作成、担当職員への研修など鋭意努力を重ね、平成28年度からは本格的に回収に取り組み、これまで放置されていた債権について一定の成果を上げており今後も引き続き滞納額の縮小に努められたい。

債権管理を担当する職員には専門性や経験が求められ、少人数で多くの件数を取り扱い他の業務も分掌していることもあることから、その事務は容易ではなく、人材の育成、人事配置への配慮が必要と考える。

町税の滞納についても、納付勧告を行っても納付に応じない滞納者に対しては、預貯金調査、生命保険、給与などの財産調査を実施し差押を執行、さらに、家宅捜査の実施や、合同公売会・インターネット公売などを通じて換価を図り、未収金徴収について鋭意努力されていること、福岡県と合同での徴収業務、ファイナンシャルプランナーによる納税相談も納税促進に繋がっており評価できるものである。

町税の滞納対策、債権管理の適正化及び滞納債権の縮減は、町民負担の公平化・公正化の確保及び円滑な財政運営を図るための重要な業務である。本町においても、更なる有効な未収金対策に取り組まれるよう要望する。

2 契約事務について

社会経済情勢の変化や職員削減が進む中で、本町において行財政改革や民間活力の活用といった観点から、極めて多くの業務が外部委託されており、大きな役割を果たしている。

この外部委託の流れの中で、随意契約という契約手法が多用され、その契約金額が多額となるとともに、業務委託が多様化し、契約内容も複雑化していることが推測される。

一般的に地方公共団体が契約を締結する場合は競争入札が原則であり、随意契約は例外であることは言うまでもない。随意契約は、競争入札に比べて契約手続が容易で、価格以外の要素も比較して信用、技術力等に優れた事業者を選定できる反面、政令で定める要件に該当する場合に限り認められる契約方法であり、運用が適正に行われない場合、競争性の低さにより契約金額の高止まりや特定の事業者による独占が生じるなど、経済性及び公正性の確保という観点から問題が発生するおそれがある。

こうしたことから、各課等で行う随意契約につき、業務の必要性はもとより随意契約の相手方の公正な選定及び事務の適切な執行を図るため、次に掲げる項目を参考に定期的な点検を実施し、経費の削減と事務の適正化に努められたい。

- (1) 製造者又は開発者を理由に、特定の1者しか履行できないとして随意契約を行っているものについては、定期的に契約内容を点検し、競争的手法の導入を検討されたい。
- (2) 過年度実績を理由に、特定の1者しか履行できないとして随意契約を行っているものについては、競争的手法を導入されたい。
- (3) 特定の1者しか履行できないとしているものについては、その理由を明らかにするとともに、他に履行可能な者がいないか客観的に確認されたい。
- (4) 他の事業者の参入を図るため、他の類似団体を含めて検討するとともに、他の事業者等から広く情報を収集されたい。
- (5) 同一の相手方と長期にわたり同一金額で契約しているものについて、定期的に契約内容を点検し、競争的手法を導入されたい。
- (6) 履行確認については、仕様書の内容が適切かつ確実に履行されているか、現地や証拠書類などで確実に確認されたい。

(7) 支払いに当たり、契約者と支払先の口座等の名義が相違する場合は、契約の相手方と支払先の名義が符号するよう、相違する場合は関係を確認するよう相手方と調整されたい。

とりわけ管理監督する立場にある管理職は、契約書や仕様書どおりの履行が行われたか、期待した効果が得られたかの事後評価に今にも増して関心を持つべきである。

加えて、以前から指摘しているが、工期及び業務内容が同一である場合などは、同一の事業として集約できるものは集約し入札することにより、経費の削減に努めることを要望する。

3 人事配置について

厳しい財政状況を乗り切るため実施している行財政改革により職員の削減が進められている一方、行政に対する要望はより細分化され業務量は増加傾向にあり、勤務環境は厳しさを増しており、部署によっては勤務時間内での業務の完了が困難な状況になってきていることが伺える。

さらに一部の職員に超過勤務が偏っている現状も見受けられ、ヒアリング時に指摘を行い、管理職を中心に改善に向けての取組を実施するよう要望した。災害対応・選挙事務・課税業務など、業務の性質上やむを得ないと認識すべき内容のものもあるが、それらの業務も含め、引き続き時間外勤務の縮減に向けた取り組みを期待する。

ヒアリング時に各担当課より職員の育成には時間が必要なこと、人事異動による業務事業の一時的停滞の事例などを傾聴しており、人事担当部署においては、職員一人ひとりの資質・能力を高める研修の実施に加え、各課が抱える業務内容や業務量について充分調査・掌握したうえで適正な職員配置に努められたい。

また、職員自らが自己研鑽に努めることはもとより、事務の改善、業務の外部委託、業務のIT化など、町民サービスの質の低下を招くことなく職員の事務分担を平準化し、時間外勤務の集中時期の緩和に努めるなど、管理職をはじめとする職員の更なる工夫が望まれる。

加えて、職員の身体的な健康管理に留意するとともに、メンタルヘルスにも十分配慮して職員が元気で働ける活力のある職場環境づくりに努められたい。

4 伝票処理について

伝票の事務処理については例年述べているが、精算遅延、財務会計システムの複写機能使用による語彙の違い等、単純なミスに起因する書類の不備が依然として見受けられる。

例月出納検査において、平易なミスや改善すべきところについてはその都度指摘をしているところであるが、起案者においては伝票作成時に再度内容確認を行い、課長、係長は職員任せにすることなく厳密なチェックを行うことにより、適正な事務の遂行に努められたい。

5 公有財産（土地・建物）の管理及び有効活用について

地方公共団体が所有する財産は地方自治法上、公有財産、物品及び債権並びに基金とされている。このうち公有財産は、不動産、船舶、地上権、特許権、株式、出資などに区分され、利用目的により行政財産と普通財産に分類される。公有財産の管理及び運用については、地方財政法第 8 条に「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、これを運用しなければならない。」と定められている。

国の指導により平成 28 年度に実施された新公会計統一基準における財務書類作成を機に、土地及び建物について固定資産台帳の整備が完了し、登録漏れや所管課の変更がようやく終了し財産の管理体制が整ったところである。公会計制度自体の運用や活用は今後の課題ではあるが、完成した固定資産台帳は毎年の更新作業が最も重要となるため、遺漏なき業務の継続遂行を期待する。

固定資産台帳の活用として耐用年数省令による耐用年数を用いて算出される資産の減価償却累計額の割合を示す指標により、地方公共団体の資産の現状を可能な形で「見える化」することに意義があり、今後「有形固定資産減価償却率」として活用していくことが望まれる。それに加えて、各団体の判断により、資産を実際に使用できると考えている年数である「使用可能年数」の設定や各種の老朽化対策の取組の公表を行い、資産の実態を説明していくことが特に重要であることを申し添える。

二. 工事監査

工事請負契約事務については 9 件を抽出し、起工から工事代金の支払完了までの手続きについて監査したところ、その事務はおおむね適正に行われていた。また、工事施工については、その中から 4 件を抽出し、工事箇所に出向き、担当者に説明を求め施工状況を確認した。

工事請負契約の状況は次のとおりである。(平成 28 年度契約分、請書によるものを除く)

工事請負契約件数	165 件
工 事 請 負 金 額	1,022,348,509 円

課別工事請負契約の状況 (500 万円以上)

環 境 保 全 課	1 件	13,848,840 円
農 政 課	1 件	5,400,000 円
施 設 建 設 課	9 件	85,220,640 円
都 市 計 画 課	2 件	42,680,520 円
上 下 水 道 課	25 件	326,183,760 円
土地区画整理課	18 件	391,193,280 円

第 6 むすび

一般会計において単年度収支で 7 年ぶりの黒字を計上した前年度に続き、当年度も一般会計においては黒字を計上している。

しかしながら、歳入は自主財源の根幹となる町税の大幅な増加を期待することが困難であり、また国庫補助金等の依存財源についても増収を見込むことが難しい。さらに歳出についても、今後も公共施設の維持管理や更新、高齢化による社会福祉費の増大、子育て支援の充実と財政需要の増加は必至な状況である。

厳しい財政状況を受け、平成 28 年度予算の策定・執行については新規事業の抑制など全体に萎縮・停滞の傾向が見受けられた。前述のとおり、町の財政運営の厳しさも継続することが見込まれるところではあるが、平成 29 年度には町民に負担を求める各種手数料等の改定も行われており、各種事業については、事業目的と投資効果の検証を行いつつ、財政状況を的確に把握し、町民の要望に配慮した効果的な予算執行に努められたい。

今後の財政運営にあたっては、引き続き職員一人ひとりがコスト意識を持ち、経営感覚を

養い、事務事業の簡素化・効率化・合理化を図り、健全な行財政基盤の確立に努められるよう要望する。併せて、前例踏襲に疑問を持ち、新しい発想や手法を取り入れた質の高い行政サービスを町民に提供し、安全で安心して暮らせるまちづくり実現のため、全職員一丸となって町政運営に取り組み、住民の福祉の増進に邁進されることを期待する。